

道の独占の形態がくずれ、鉄道と自動車との間にはもちろん、自動車運輸相互の間にも激しい競争状態が出現したからである。

交通事業相互間の競争は、それがもし適度に行われるならば事業の改善進歩の推進力となるのであるが、しかし多くの場合は競争が激化し、何れかの事業者が敗退するかあるいは両者の妥協が成立して、強力な独占形態を生じて利用者公衆を脅威するおそれがあり、また競争のため生ずる種々の浪費が結局何等かの形で国民経済に不当な負担を課するおそれもあるので、ここに交通事業調整のための諸施策が必要となるのである。

わが国の陸上交通事業調整法は、適用範囲を地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業に限定し、調整事項を (1) 会社の合併 (2) 事業の譲受または譲渡 (3) 事業の共同経営 (4) 事業の管理の委託または受託 (5) 連絡上必要な線路その他の設備の新設・変更または共用 (6) 運賃または料金の制定・変更または協定 (7) 連絡運輸、直通運輸その他運輸上の協定 (8) 用品その他の共同購入、共同修繕その他調整上必要と認める方法の 8 項目とし、調整実現の方法を主務大臣の交通事業者に対する勧告および命令によることとしている。すなわち国有鉄道や貨物自動車運送事業を包含せず、調整事項も調整実現の方法もともに限定されており、とくに主務大臣の関与によるのみ調整を実現する方式は、調整を統制の手段によって実行しようとするものであって、むしろ交通統制と呼ぶべきものであろう。交通事業調整の諸施策が、この法律に定められている 8 項目に止まるものでなく、調整の対象事業が地方鉄道、軌道、一般乗合旅客運送事業に限定さるべきものでもなく、また調整実現の方法がこの法律に定める勧告、命令のみに止まるものでないことはいふまでもない。すなわち交通事業の調整に関する施策はすこぶる広範にわたるもので、1920 年代以後、欧米各国に起っている交通政策の諸問題、たとえば自動車運輸免許方式問題、同免許率両数割当問題、自動車の道路費負担問題、鉄道と自動車との営業監督ならびに運賃規制の均等化問題、鉄道業者の自動車経営問題、自家用貨物自動車の取締問題等すべて交通事業または交通機関の調整に関する重要問題である。——交通事業の統制。陸上交通事業調整法。(工藤和馬)

こうつうじぎょうのとうせい 交通事業の統制 交通事業あるいはその交通系絡を積極的に規制する国の行政作用をいう。

交通事業法規にもとづく免許・認可・許可等の行政行為をすべて交通事業の統制とする広義に解する説もあるが、これらの行政行為は、交通事業の公益事業たる特質にもとづく通常の法規制であって、交通事業の統制からは除外すべきものと考えられる。類似語として交通事業の調整があるが、これは統制が国の行政権の積極的発動によるもののみであるのに対して、調整が事業者間の自発的相互調整を含む点において特質がある。後に記す場合のように、統制の手段として調整の方法を用いる場合は形式的には調整であっても、本質的には統制と何ら異なるところはない。

交通事業のみならず、各種産業に対する統制は、ある特定の目的のために行われる。戦時経済統制は総合戦力の増強を目的として行われたものであり、国家総動員法 (昭和 13 年法律第 55 号) にもとづく陸運統制令 (昭和 15 年勅令第 37 号、改正昭和 16 年勅令第 970 号) による交通事業に対する各種措置のようなものは交通事業に対する統制の一例である。これに対して戦後の経済統制は、経済民主化を目的として経済力集中排除、自由公正競争体制の実現を図るための統制である。いづれにしても、経済秩序を積極的に規制し、特定の目的実現を図る国の行政作用である点が共通である。

1 統制の形態

(1) 国の直接的な権力的統制

国の権力によって直接に統制を行うことをいう。その内容は交通事業の形態等について、またはその活動について命令強制を行い、あるいは交通事業に関係ある私人のために法律関係を形成・変更・消滅させる等の国家権力の発動である。直接行政官庁の手によると、特殊の公的機関の手にゆだねるとを問わない。この形態は統制の形として強度のものであるから、戦時非常の時期等に行われるものである。さきに挙げた陸運統制令の公布のようなもの、また重要産業団体令 (昭和 16 年勅令第 831 号、改正昭和 17 年勅令第 423 号) にもとづく鉄道軌道統制会の設立のようなのがそれである。

(2) 調整形態による統制

交通事業の統制ではあるが、前者と異なり統制目的および統制意思を事業者に示し、規制方法は事業者相互間の自主的な交渉により選定させ、その補完行為として認可・許可等を行い統制を完結する方式である。陸上交通事業調整法の施行に伴って結ばれた私鉄・バス事業の吸収合併の協定はこの例である。

2 統制の内容

交通事業の統制はいかなる目的で、またいかなる形式で行うにせよ、これを一定の内容に分類することができる。通常の分類方法にしたがえば、つぎのとおりである。

(1) 輸送の統制

これに当るものとしては、連絡運輸、直通運輸等運輸上の協定の締結の勧告または命令 (陸上交通事業調整法)、事業者に対する運送の拒絶・引受・運送順序等の強制、荷受人に対する運送品の引取りの強制 (陸運統制令) 等がある。

(2) 物資・資材の統制

用品その他の共同購入等に関し (同上調整法)、また輸送用品の供給・需要に関する規制 (同上統制令) がそれである。

(3) 設備の統制

連絡上必要な線路その他の設備の新設・変更・共用 (同上調整法)、設備の譲渡・貸渡の命令、その新設・拡張・改良の制限または禁止等 (同上統制令) がこれに含まれる。

(4) 事業の統制

実質的にもっとも重要な統制である。会社の合併または設立、事業の譲受または譲渡・共同経営、事業の管理の受託または委託の命令・勧告 (同上調整法)、事業の廃止または休止の命令 (同上統制令) 等がこれに当る。

(5) 事業の国家管理

これは前項の各統制をさらに推し進めた統制の形である。上記の諸統制によっては所期の目的達成に不十分であると認めた場合、国が直接に事業の運営につき指導監督し、また施設を使用・収用し、その従業者を供用させる (同上統制令) 等の手段をとることがある。いうまでもなくこれは統制としてもっとも高度な形態である。——交通事業の調整。陸上交通事業調整法。陸運統制令。(向井重郷)

こうつうじこけいじはんれいしゅう 交通事故刑事判例集

昭和 14 年当時の鉄道大臣官房法規課において、陸上交通事業従業員の業務上の過失犯に関する刑事責任の研究に資するため、交通事故の判例を集録編さんした書籍の名称である。

その第 1 集は鉄道・軌道に関するもので大審院判決録、大審院判例集、法律新聞その他の雑誌等によって報道されたものはもちろん、当時同課が保管していた国鉄に関する刑事事件のすべての判例を集録し、これを鉄道従事員の業務別、その注意義務別に区別整理し、かつそれに判決の要旨を掲げて、その理解